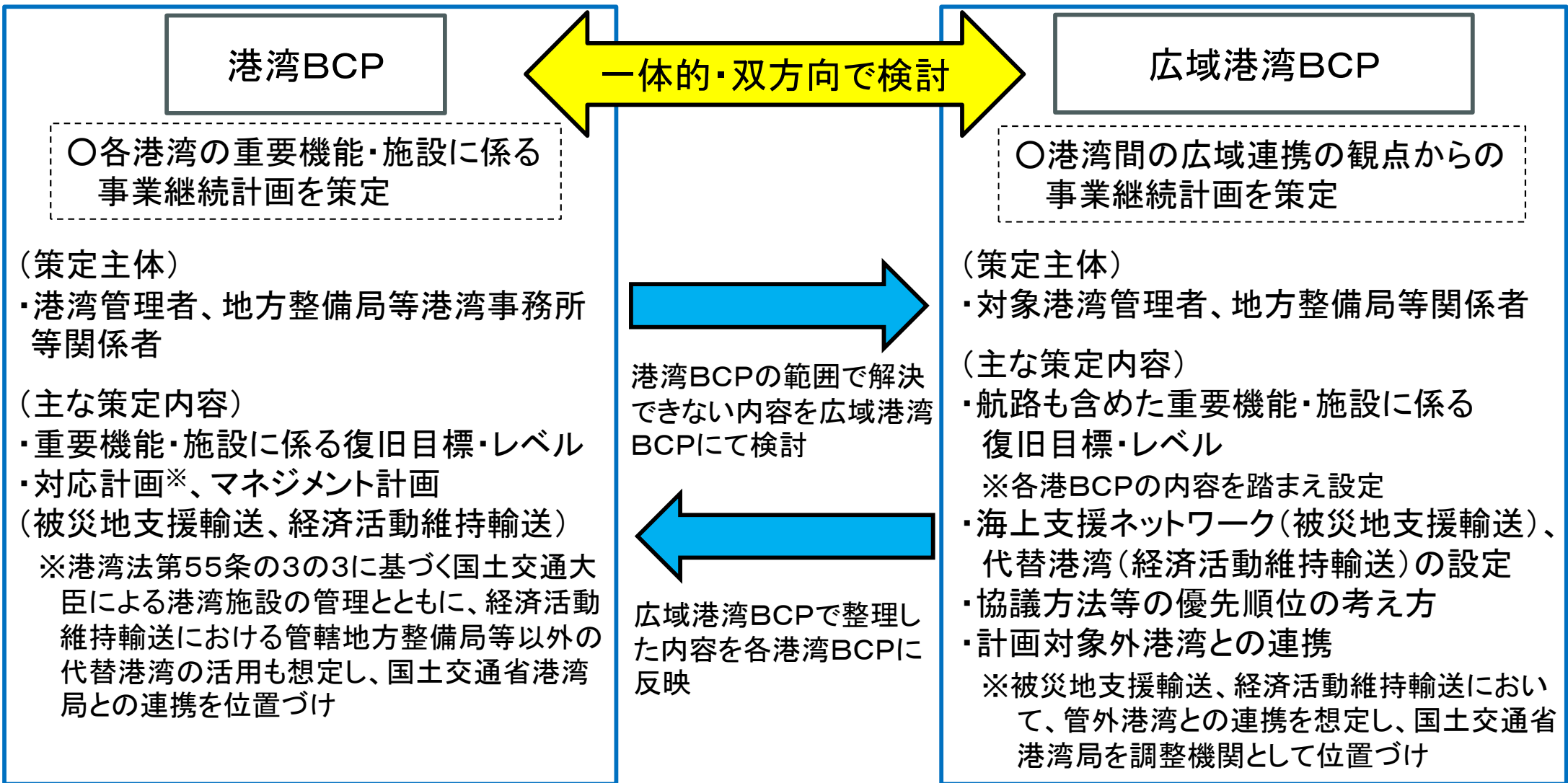


# 港湾BCP策定ガイドライン改訂のポイント

---

令和8年3月13日  
国土交通省 港湾局

- 災害発生時における重要港湾施設(国有港湾施設)の迅速な施設点検等の対応、代替港湾の活用等に係る広域調整の観点から、港湾BCP、広域港湾BCPの策定主体として、「地方整備局等港湾事務所等」、「地方整備局等」と国の関与を位置づけ。
- 被災地支援輸送における海上支援ネットワーク、経済活動維持輸送における代替港湾の活用においては、港湾間での広域連携が必要となること、連携内容については各港湾BCPに適切に反映される必要があることから、港湾BCP及び広域港湾BCPについて、一体的かつ双方向で検討を実施する必要がある。
- 管外港湾との連携、港湾法に基づく国土交通大臣による港湾施設の管理を想定し、国土交通省港湾局との連携を位置づけ。



# 災害対策基本法の改正(74条の4第2項)

- 令和6年能登半島地震では、強い揺れによる建物の倒壊や土砂崩れ、地盤の液状化、津波による浸水等により、住家被害等が生じるとともに、上下水道等の破損や道路の寸断などインフラ面においても広範囲にわたり被害が及んだことから、海上輸送を通じた緊急物資や給水支援等の被災地への支援輸送が実施された。
- 災害時における災害応急対策について国による応援が機動的に実施できるよう、令和7年5月の災害対策基本法の改正において、国による災害応急対策に係る先行支援が規定されたところ。
- 南海トラフ地震等の大規模広域災害の切迫性が高まっており、今般の災害対策基本法改正に基づく先行支援を実施する場合、海上からの被災地への支援輸送の実施において、国が主体的に港湾管理者との調整等を実施する必要がある。

## 災害対策基本法の改正について

### 74条の4第2項(新設)

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、当該都道府県の知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、**当該要求を待たないで、災害応急対策について応援をすることができる。**

## 海上輸送を通じた支援活動(能登半島地震の事例)



巡視船による給水支援(七尾港)



民間船舶を被災者の休養施設として活用(七尾港)

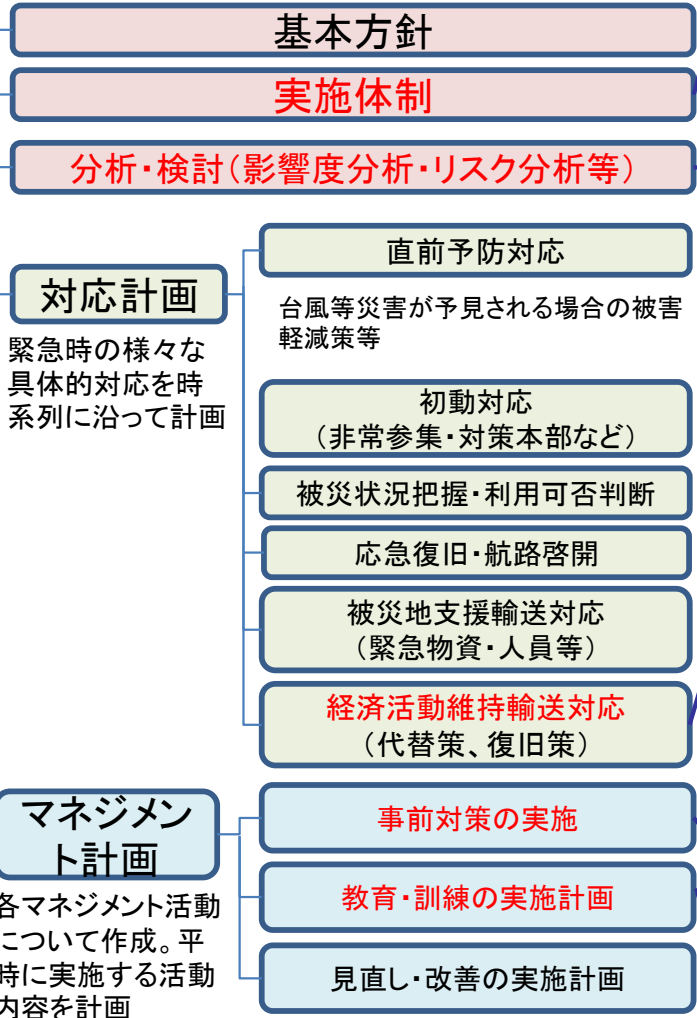


民間船舶による緊急物資輸送(輪島港)

○近年、自然災害や大規模停電等の事象が我が国の経済活動を支えるコンテナ物流に影響を及ぼす事例が発生しており、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震発生の切迫性も踏まえ、各港においてコンテナターミナル(CT)の事業継続が適切に図られるための港湾BCP策定がなされるよう、港湾BCP策定ガイドラインに必要な検討事項を明示することが必要。

## 港湾BCP策定ガイドラインの構成

港湾BCP



**【実施体制】**

- 港湾BCPの実効性を向上する観点から、協議会における策定主体として、管轄する国土交通省地方整備局等の港湾事務所等を明示

**【分析・検討】**

- CTについては、関係者や施設・設備が多岐にわたっており、重要経営資源を明確化した上で需要側の目標復旧時間・レベル、供給側の復旧予想時間・レベルを設定する必要があることから、そのための分析・検討手順を明確化
- 荷主等顧客のニーズを踏まえて設定する目標復旧時間・レベルに加え、代替港等の活用を検討し始める許容限界期間・レベルの検討も望ましい旨追記
- 電力供給途絶による大規模停電に伴うCTの電力喪失時の検討の必要性も明記

**【経済活動維持輸送対応】**

- CTの機能継続段階で実施すべき対応として、応急復旧のための調整、危機的事象後のタイムラインに沿った実施内容、電力喪失時、通信システム障害時の対応等を時系列に追記
- 特に、コンテナ取扱量が多い特定の港※においては、電力供給途絶時における船舶の離岸支援や蔵置コンテナの早期搬出等への取り組みの必要性を追記  
※京浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、博多港
- 代替港等の活用について、管外との調整の観点から、国土交通省港湾局との連携体制を構築すること、広域港湾BCPとの整合の観点から、計画変更があった場合は相互に反映すること、対策の実施に関して個々のCTの諸事情を踏まえる旨追記。

**【事前対策】**

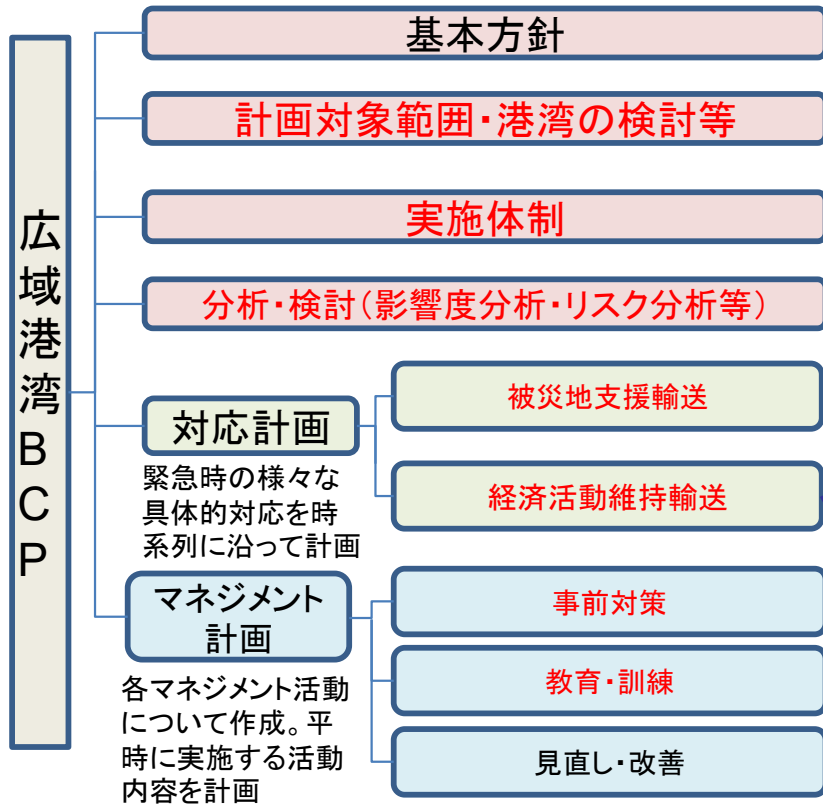
- 事前対策において、電源供給確保対策、重要施設の耐災性向上等、CTにおいて特に留意すべき点を追記

**【教育・訓練】**

- 訓練の実施にあたっては広域的なバックアップ体制としての港湾間連携を想定するなど輸送内容に応じたテーマ設定が望ましい旨追記

○大規模地震をはじめとする自然災害や大規模停電等の事象により、単独港湾の背後圏を超えた広域的な被害が頻発する傾向がみられており、産業活動等に甚大な影響を与えないよう、コンテナ物流等の経済活動維持輸送について、港湾間連携による海上輸送機能の確保が重要となることから、各地域においてコンテナ物流を含む経済活動輸送の事業継続が適切に図られるための広域港湾BCP策定がなされるよう、広域港湾BCP策定ガイドラインに必要な検討事項を明示することが必要。

## 広域港湾BCP策定ガイドラインの構成



### 【実施体制】

- 広域港湾BCPの実効性を向上する観点から、協議会における策定主体として、管轄する国土交通省地方整備局等を明示

### 【分析・検討】

- 広域港湾BCPにおける分析・検討について、個別港湾BCPと整合を図る観点から、計画対象範囲内の港湾における個別の港湾のBCPにおける分析・検討内容を踏まえた上で、分析を実施する必要がある旨追記
- 平行して検討している、「港湾BCP策定ガイドライン」の内容との整合を図る観点から、同ガイドラインの記載内容を本ガイドラインに反映

### 【経済活動維持輸送】

- 経済活動維持輸送における対応計画策定にあたって、貨物の取扱状況、港湾施設の耐震化等状況、電力・通信対策等の把握の必要性を明記
- 経済活動維持輸送の迅速な機能回復の観点から、災害時に優先的に活用する港湾・施設や代替港湾・施設を想定した対応の重要性を明記
- 初動対応にあたり、調整が必要となる関係者が参画した体制構築、取組の優先順位の考え方、関係者の役割分担に係る検討の必要性を明記
- 計画対象港湾外の港湾との連携による代替輸送の検討とともに、代替輸送を実施する港湾が地方整備局の管轄外となる場合は、実施体制に、管轄外の港湾に係る調整機関として、国土交通省港湾局も位置づけておくことが必要である旨明記

### 【教育・訓練】

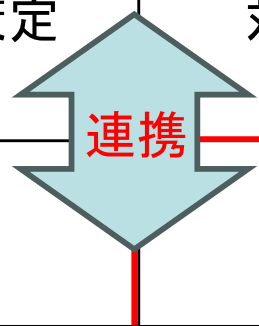
- 計画対象外の港湾との連携確保の観点から、計画対象内外の港湾関係者間による合同訓練の取組も重要である旨追記

※南海トラフ地震等の大規模災害においては、当該地方整備局等の管轄外の港湾との連携が想定されることから、被害が広域的にわたる災害については、政府計画との整合性を検討すべきである旨とともに、管轄外の地方整備局等の港湾との調整にあたり、国土交通省港湾局の位置付けの必要性についても、ガイドラインに明記。

※この他、「計画対象範囲・港湾の検討等」において、広域支援ふ頭、地域支援ふ頭等の各ふ頭の目安となる考え方に係る記述の追加等を実施

# 広域港湾BCP策定ガイドラインのスコープについて

外力		被災地支援輸送	経済活動維持輸送
南海トラフ、首都直下地震等 (地方整備局等をまたぐ広域災害)	計画	南海トラフ地震／首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画	国土交通省防災業務計画
	国の対応	国において運用計画策定	対応について今後検討
	計画	広域港湾BCP※	広域港湾BCP※
断層地震、高潮 (地方整備局等の管轄内に及ぶ災害)	国の対応	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           ※管轄する地方整備局等を超える対応については、国土交通省港湾局との連携を位置付け         </div>	
		広域港湾BCP策定ガイドライン	広域港湾BCP策定ガイドライン



今回の改訂対象

# 南海トラフ地震に係る政府計画における国の位置付け

- 現行ガイドラインは、広域港湾BCP協議会の事務局は単独または複数の港湾管理者が務めることを想定し、国は関係者として協議会に関与する役割に留まるが、各種計画における役割や港湾法上の役割も踏まえ、再度検討する必要。
- 例えば、南海トラフ地震及び首都直下地震発生時には、災害応急対策活動の具体的な内容を定める計画として、「南海トラフ地震/首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(中央防災会議幹事会、令和7年6月30日最終改定)が策定されている。
- 同計画では、人員、物資等の輸送の受入れに活用することを想定する海上輸送拠点を定めるとともに、発災時には、国土交通省が輸送ニーズや被害状況を踏まえ、優先的に航路啓開を行う拠点を選定し、海上輸送を行う体制を構築する旨が記載されている。

## 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(抜粋)

### 第7章 防災拠点

(1) 陸路での到達が困難な場合、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等、海路による輸送が効率的と見込まれる場合において、**人員、物資、燃料、資機材等の輸送の受入れに活用することを想定する海上輸送拠点を別表7-1のとおり定める。**

(略)

(3) 発災時において利用する海上輸送拠点の確保

① **国土交通省は、緊急災害対策本部、現地対策本部等が把握している被災地における人員、物資、燃料、資機材等の輸送ニーズや港湾の被害状況を踏まえ、別表7-1に掲げる海上輸送拠点の中から基幹的広域防災拠点(堺泉北港堺2区)の活用も念頭に置きつつ、優先的に航路啓開を行う拠点を選定し、港湾施設の使用に関する調整を港湾管理者と行う。**

(4) 海上輸送に関する調整

**国土交通省は、海路による輸送が効率的と見込まれる場合には、(3)により確保した拠点を活用した海上輸送を行う体制を構築する。**  
 この場合において、国土交通省は、定期航路の利用だけでなく、臨時の航路の確保も含め、関係機関と海上輸送に関する調整を行う。

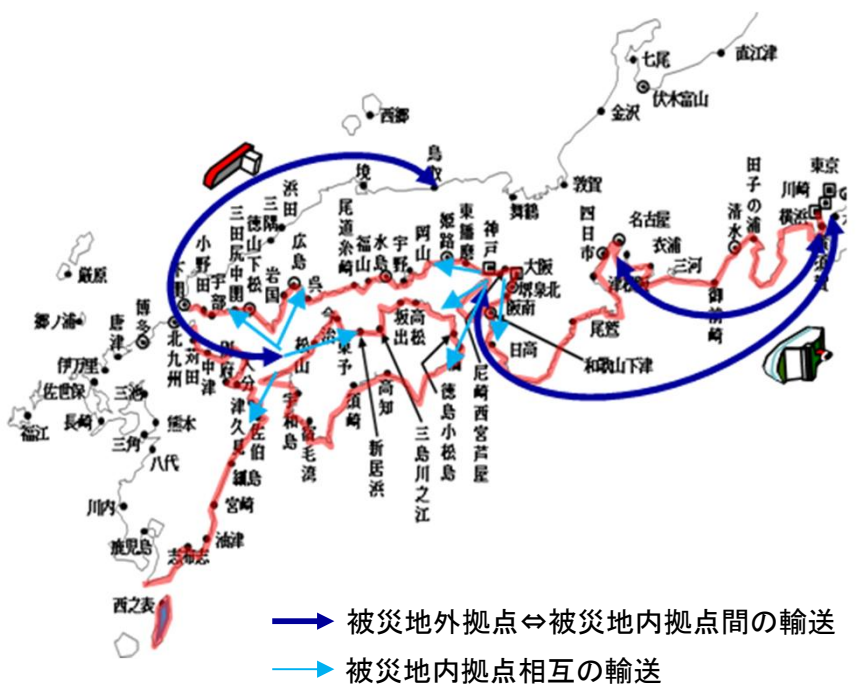
別表7-1 海上輸送拠点(受入港)

都道府県	港湾名	都道府県	港湾名	
静岡県	清水港	広島県	広島港	
	田子の浦港		福山港	
	沼津港		呉港	
	大井川港		徳山下松港	
愛知県	御前崎港	山口県	下関港	
	名古屋港		岩国港	
	三河港		宇部港	
	衣浦港		徳島小松島港	
三重県	四日市港	徳島県	橋港	
	鳥羽港		浅川港	
	尾鷲港		高松港	
	輪殿港		坂出港	
京都府	舞鶴港	香川県	丸亀港	
大阪府	大阪港		愛媛県	松山港
	堺泉北港			宇和島港
	基幹的広域防災拠点(堺泉北港堺2区)			新居浜港
	阪南港	東予港		
兵庫県	神戸港	高知県	高知港	
	姫路港		須崎港	
	尼崎西宮芦屋港		宿毛湾港	
	東播磨港		奈半利港	
	赤穂港		大分県	別府港
	津名港			大分港
和歌山県	和歌山下津港	宮崎県	津久見港	
	文里港		内海港	
	新宮港		宮崎港	
岡山県	水島港	熊本県	細島港	
	岡山港		油津港	
	宇野港		八代港	
		鹿児島県	鹿児島港	
			志布志港	
			川内港	

(出典)南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画 (R7.6.30 中央防災会議幹事会)

調査実施内容

- 発災後からの時間経過も含めた被災地域別・物資別の海上輸送需要量等の把握
  - ✓ 被害想定を踏まえた輸送量のシミュレーション(緊急物資/救援部隊の人員/石油・石炭・ガス等/応急復旧のための資機材)
- 被災地域別・物資別の海上支援ネットワークの検討
  - ✓ 被害想定及び輸送物資を踏まえた支援側・受援側港湾の想定及び発災時に利用可能な施設の調査・整理
  - ✓ 被害想定を基にした漂流物のシミュレーション及び支援船舶の船型を踏まえた啓開すべき航路の検討
- 国土交通本省・各地方整備局・港湾管理者等との全国的な連携体制の整理
  - ✓ 優先的に確保すべき海上輸送ルート協議・調整方法の整理
  - ✓ 速やかな緊急物資輸送のための関係者の役割分担の整理



計画の目次(イメージ)

- 被災地域別・物資別の海上輸送需要量
  - ✓ 各被災地域(中部地方/近畿地方/中国地方/四国地方/九州地方)の物資ごとの海上輸送需要量の想定
  - 緊急物資/救援部隊の人員/石油・石炭・ガス等/応急復旧のための資機材
- 物資別の海上支援ネットワーク(支援側・受援側防災拠点の役割分担・輸送網の整理)
  - ✓ 被災地域内の港湾のネットワーク
  - ✓ 非被災地域と被災地域の港湾とのネットワーク
  - 緊急物資/救援部隊の人員/石油・石炭・ガス等/応急復旧のための資機材
- 全国的な連携体制
  - ✓ 関係する機関間の広域的な連絡体制/役割分担の整理
  - ✓ 国土交通本省・地方支分部局・港湾管理者等との利用する港湾施設の優先順位の設定